

親子間、夫婦間でもお金や相続の話はしにくいもの。だがコミュニケーションを怠った結果、残された子どもや配偶者が相続財産の名義変更や税金の申告など相続手続きで思わぬ苦労をするケースが多い。財産がどこに、いくらあるか。親はきちんと管理・記録し、場合によっては遺言に書いておくことも必要だ。

「父はもつと言いつつ残してほしかったし、自分も聞いておくべきだった」。東京都在住の会社員、高島芳男さん(仮名、50)はしきりに後悔する。今年初め、千葉県に住む父親が80歳で死亡。四十九日法要も過ぎ、落ち着いたので「相続をどうするか」を考え始めた。だがすぐにやっかいな問題に直面した。

遺産分割話しせず

まずは亡父の財産を調べよう。と母親に尋ねたがよくわからないという。亡父の部屋中を探すと、古びたカバンに詰められた預金通帳や郵便貯金証書の束は見つかった。だが有価証券やゴルフ会員権関係の書類が見つからない。

「無口な父だったが趣味の株式投資やゴルフの話はよくしていた」と高島さん。相続財産に株式やゴルフ会員権があるはずなのに、有価証券では取引していた証券会社すらわからず、今も苦悩する日々が続く。

相続財産を把握できないとどうなるのだろう。弁護士の小町谷吉子氏は「まず遺産分割協議ができない」と指摘する。遺産分割協議は「誰が、どの財産を、いくらずつ相続するか」を配偶者、子どもな

相続手続きを円滑に進めるための5カ条

- 1 親は財産・負債を記録し、その旨を配偶者や子どもに伝える
- 2 親は取引する銀行や証券会社などを絞り込む
- 3 親子とも相続財産についての会話をタブー視しない
- 4 前妻(夫)との間の子どもなど、相続人確定に影響することを隠さない
- 5 口頭で伝えにくいならば遺言にして、遺言の存在を知らせておく

財産の記録を残す

種類	記録すべき項目(何で調べるか)
不動産	所在・種類・面積など (不動産登記事項証明書、固定資産税・都市計画税の納税通知書)
預貯金	金融機関名・支店名・口座番号・金額 (預貯金通帳)
有価証券	種類・数量(残高報告書)
保険	保険会社名・保険証券番号(保険証券)

預貯金・株式 どこにいくら？

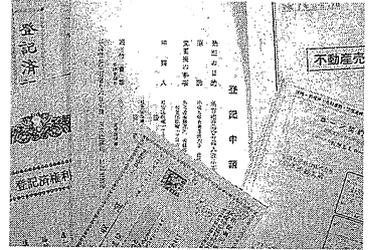
ど相続人が話し合って決めること。当然、相続財産の全容を把握することが必要だ。

遺産分割を済ませないと相続手続きが進まない。不動産や預貯金、株式など相続財産の名義の書き換えや換金、相続税の申告などがそれぞれ、いづれも登記所や金融機関、税務署などそれぞれの手続き先から協議結果が記され相続人全員の実印が押された遺産分割協議書の提出を求められ

相続財産 親が記録を

知らない取引金融機関があること。当然、相続人が探すのに苦労する場合も目立つ(司法書士の船橋幹男氏)ともいう。

「えっ、相続人がもつ主人！。愛知県在住の自営業、多田幸彦さん(仮名、48)は亡父の誕生から死んだまでの戸籍簿を見てひどく驚いた。相続手続きでは相続人を確定し証明する書類も必要だ。相続財産の全容を把握できては相続人が決まらなければ遺



必要な書類を探すのも苦労

親の遺言があれば、遺言に相続財産の全容は記されているはず。具体的な分割方法も通常指定されている。遺言は優先して扱われるので原則遺産分割協議の必要はない。だが、現実には遺言がない相続が大半だ。

遺言がなくても財産記録があれば必ず協議できるが、そういうケースはあまり多くない(小町谷氏)。「親しか

死亡後の把握、子どもら難しく

相続人の出現に慌てるケースは少なくない(税理士の阿保秋声氏)という。

多田さんの場合、母親は父親が再婚だったのは知っていたが、子どもがいることは知らなかったという。「遺産分割協議をやり直さないと」と多田さんは頭を抱えている。

「相続や遺産の話は親子ともタブー視しない(船橋氏)ことも肝要。子どもの側から話をするのは角が立つなら、親の家計の相談に乗るのはどうだろう。会話の中で親がどの金融機関と取引があるかわかるかもしれないし、財産の額も教えてくれるかもしれない。

前の結婚の時の子どもなど話しにくいことはある。もし口頭で伝えにくいならば「遺言にしておくのがよい」と弁護士、司法書士ら専門家は一致してアドバイスする。

(編集委員 後藤直久)

遺言で残す方法も相続手続きで思わぬ苦労をしないために親子はどうすればいいだろう。親は財産をわかりやすく記録し、定期的に見直すなど管理を徹底して、その記録の存在を配偶者や子どもに伝えておきたい。負債もあるならば記録しておくこと。被相続人の借入金金は相続人の債務になる。子どもが知らない「紛争の原因になりやすい」(小町谷氏)。

取引金融機関は絞り込むことも最近、自らが相続を経験したファイナンシャルプランナーの深野康彦氏は「取引金融機関が多いと相続手続きが大変になる」と話す。

「被相続人の出生から死亡までの戸籍」と一口に言うが集めるのは大変だ。戸籍は民法や戸籍法改正による様式的変更(改製)や被相続人の本籍の変更(転籍)に伴いいくつもあり、その全てが必要。しかも「被相続人の本籍があった自治体に照会しないと全ての戸籍が集まらない」(小町谷氏)。全簿を集めるのに数カ月かかることもある。戸籍簿本を集めること自体が大変なのに、多田さんのように親の戸籍簿本を見て前の結婚で生まれた子どもがいることがわかるなど「想定外の